

日本労働年鑑 第25集 1953年版  
The Labour Year Book of Japan 1953

第三部 労働政策

第六編 使用者の労働対策

第三章 治安対策・労働運動対策

一 職場防衛運動 前年秋のレッド・パージによって企業内部のいわゆる赤色分子は一斉に排除されたが(五〇年一二月一日現在、五四一社、総数一一、一一七人)、朝鮮戦争後の社会情勢は「予断を許さぬ危険性を包蔵するに至り」、このため「不測の事態」—「ボイラーを破壊され、線路を剥ぎ取られ、電源を破壊され、爆薬を盗まれるというがごとき破壊工作」—に「万全の配慮と措置を講ずる」ためとして、一月二五日、日経連では常任理事会を開いて職場防衛運動に関する件を決定し、当面の経営者活動として強力に推進することになった(日経連タイムス、二月一日号による)。

職場防衛運動大綱(五一・一・二五、日経連常任理事会決定)

昨秋われわれは職場防衛の見地より共産黨員ならびに同調者の排除を行い、その結果企業内の秩序維持は著しく改善され、生産増強に画期的な好影響をもたらしている。併しながら最近これら排除された黨員は、日本共産党の国内治安攪乱工作の尖兵としていよいよ激しく蠢動しつつあることは旧臘関西に生じた事件その他の諸情報に徴しても明かである。殊に朝鮮事変の進展に伴い、日本共産党は各種の神経戦を併用しつつ国内治安攪乱工作を積極的に進め、あらゆる間隙に乘じ各地に大小の騒擾事件を起し、社会革命の端緒をつかまんとして益々狂弄しつつあることは疑い得ない。なかんづくレッド・パージ後は企業組織への潜入工作を進める傍ら反戦活動の一端として、拠点工場を目して外部より産業施設や機能の破壊を敢行せんとする傾向も最近顕著なることは、われわれとして重大なる警戒を要するところである。

右の如き状況に照しわれわれ経営者は赤色分子排除の精神を更に一步進め不測の事態に対処するため、職場の防衛を完璧化すべく最善の努力を盡すことは真に緊急のことといわねばならない。情勢は今後幾多の起伏を示しつつ展開するであろうが、われわれは時局に対する正しき認識を把握しつつ、経営者としての高き理念と確固不動の信念の上に立ち、われわれの職場を防衛すべく積極的な対策措置を早急に進めねばならない段階に在りといえるであろう。

右の如き情勢を勘案し、われわれは左記の如き実施目標に沿いつつ職場防衛運動を展開せんとするものである。

実施目標

職場防衛の態勢確立には企業内外の諸条件を勘案しつつ逐次実施すべきであるが、当面経営者の職場防衛思想を昂揚徹底することに重点を置くものとする、このため

- (1)日経連内に職場防衛対策委員会を設ける。
- (2)業種、地方各団体に右に対応する委員会を設ける。
- (3)委員会は職場防衛の具体的計画を立案し相互連携の下に計画実施に当る。
- (4)日経連職場防衛委員会諸種の中央情報を早急に組織に通報すると共に業種、地方の諸情報も速やかに中央に伝達し情勢分析の正確を期する。
- (5)組織を通じての弘報宣伝(機関紙活動、講演等)を高度に強化する。

(6)このため右組織を通じ全国的、業種的、地方的に経営者の会合を積極的に開催する。

(7)対策委員会は防衛趣旨徹底の具体的計画を実施すると共に、防衛対策の具体的計画の検討も併せて行う。

(8)委員会は本運動の目的達成のため必要な関係機関との連絡を行う。

(9)共産党員の潜入工作並に排除についての対策措置を確立する。具体的実施要領は逐次各委員会連繫の上作成するものとする。

日経連はこの運動を具体化するために、防衛対策委員会を設け、委員長には代表常任理事三鬼隆（八幡製鉄社長）、副委員長に総理事櫻田武（日清紡社長）の両氏を決定した。この運動は「世上ややもすれば再軍備の問題と絡んで産業軍の編成を企図するにあらざるやとの懸念を懐く者」もあり、影におびえていささか大げさすぎるとの評があったが、それ以上にこれが、客観的には破壊活動防止法案の上程を促進する役割を果たした効果が大きいのみでなく、左に引用した近畿の某紡績工場の防衛対策に見られるごとく、レッド・パージによる被整理者の解職後の工場ならびに工員との交友出入関係、これらをめぐる近隣共産党細胞等の動き、また県内の労働思想状況の調査等の実施によって、事実上経営者の手によって露骨に労働運動を圧迫するものであったことが注目される。

### 近畿紡績工場の防衛対策

(一)日常の体制 1 常勤の守衛で工場周辺を警備する。

2 工業防衛を日常勤務の一環として採り入れる。

3 常勤の守衛以外に事務現場の従業員十五名程度の警備員を組織し、昼夜工場の警備に当てる。この警備員は受持区域及び勤務時間を定めて指名せられ、主として従業員時間中に勤務するを原則とし、夜間に当る場合は超過勤務等の手当を支給し翌日は休日とする。

(二)応変の体制 1 事変発生時の体制に別表の自衛団組織表に基いて編成し、別個の要綱は設けていない。

2 事変を一般従業員に知らせるには警報用サイレン、電燈の点滅、口頭連絡による。

3 発生と同時に事務所に警備本部をおく。

4 従業員が事変発生を知った時は直ちに所定の場所に集合して所属長の指示をうける。

5 重大事変には警備本部の指令により工場各棟の出入口を閉鎖して警備員を配し、出入口を限定して通行を制限する。

6 警備隊は正門、裏門、西門、変電所、ボイラー室の各主要部及びその周辺受持区を警備する。

7 必要な時は全警備員に桎梏棍棒を持たせる。

8 必要ある時は警備員を外堀の内側に一定間隔で五番監視させる。

9 原則として操業を続行する。

その他参考事項としては事実上際して、警察などから情報の提供を受け、積極的にはその動向を把握しようとしているようであるが、同工場には消火施設として消防車を常置し、また温度上昇に伴う自然流水装置がある。自衛訓練は就業時間中に行うのを原則としており、時間外に及んだ場合は手当を支給している。

二 治安対策の要望 右の職場防衛運動にもうかがえるごとく、この年の使用者の労働政策は、従来の労働組合対策というようないわばおとなしい対策から、極めて政治的な直裁な治安対策を前面におし出して来たことに大きな特徴を見ることができ、関西経協では役員会において講和後の治安態勢の強化に関する左のごとき意見書を作成して、関係当局に、その早急な実現を要望した。そこでは、経営者にとって治安問題の解決こそ喫緊の要務であるが、経営者の自衛力には自ら限界があるから、政府当局が的確な治安対策を早急に具体化することを明らさまに切望している。

治安態勢強化に関する関西経協の要望意見書(五一・八・九決定、関係当局へ提出)  
全国民宿願の対日講和も目捷に迫り、輝かしい独立の歴史的第一歩を踏み出すこととなった。日本が名実ともに自立し得る前途には、なお旧に倍するいばらの道が厳に横たわっている。自主経済の確立、各方面における民主化の促進、国際的権威の育成等速かに真にわが国が自立態勢を造成するには、その根本要件は実に治安の確保にあると信ずる。まさに治安問題の解決こそ喫緊の要務と断じなければならない。巷間に伝えるところによれば、共産分子は、この空白状態をねらって、常に社会不安を醸成し武装革命への路線を画策している趣きであるが、特に朝鮮動乱の停戦をはじめ微妙複雑な国際情勢の推移に鑑みる時、極めて緊迫感に胸を打たれるのである。いまや、国際共産党の暗躍は合法、非合法の両面作戦に出でて善良な大衆に欺瞞煽動を行い、極めて巧妙な謀略のもとに激しい蠢動を続けていることは明々白々の事実と考えられ、直に厳戒を要するところである。誠にわが国の自立は、治安の確保あって初めて達成されるのである。企業経営者は職場防衛のため平素死をつくしてその万金を期しており、他両職場における労働組合の組織と団結力に期待するところもまた大であるが、突如随処において職場破壊の暴挙に出ることあらば、われわれ経営者の自衛力には自ら限界があり、これが防衛には極めて憂慮せられるものがある。よろしく関係要路においては、治安態勢の確立に万全を期し、的確な治安対策を早急に具現されるよう、ここに切望する次第である。

日本労働年鑑 第25集 1953年版

発行 1952年11月15日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年8月10日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1953年版(第25集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---